

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和2年度（2020年度）運用状況報告書

熊 本 市

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| I 情報公開制度のあらまし | |
| 1 情報公開制度の意義 | 1 |
| 2 情報公開制度の概要 | 1 |
| 3 情報公開窓口 | 3 |
| II 情報公開制度の運用状況 | |
| 1 開示請求件数及びその処理状況 | 4 |
| 2 実施機関別の処理状況 | 5 |
| 3 不開示理由の適用状況 | 6 |
| 4 審査請求の処理状況 | 6 |
| 5 答申一覧 | 7 |
| III 個人情報保護制度のあらまし | |
| 1 個人情報保護制度の意義 | 8 |
| 2 個人情報保護制度の概要 | 8 |
| IV 個人情報保護制度の運用状況 | |
| 1 開示請求件数及びその処理状況 | 11 |
| 2 実施機関別の処理状況 | 12 |
| 3 不開示理由の適用状況 | 13 |
| 4 審査請求の処理状況 | 13 |
| 5 答申一覧 | 14 |
| 6 訂正請求の状況 | 14 |
| 7 利用停止請求の状況 | 14 |
| V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 | |
| 1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要 | 15 |
| 2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況 | 16 |
| 〔資料〕 | |
| 熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申 | 1 |

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度です。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成11年10月1日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成19年4月1日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成14年4月1日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成10年4月1日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成14年4月1日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成19年4月1日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求をしようとするものは、必要事項を記載した請求書を

情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（平成28年4月1日以降の請求にあっては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、開示することができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの

ウ 法人等に関する情報

開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないと約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が合理的であると認められるもの

エ 公共安全等に関する情報

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、開示することにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 国等に関する情報

国等との協議等に基づく情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 存否不回答

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聞くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の充実

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として、市庁舎13階に「情報公開窓口」を設置しています。

II 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成10年度から令和2年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

| 年度 | 開示 請求 件数 | 処理状況 | | | | | | | | | |
|----|----------------|----------|----------|--------|-----------|-----|-----|-----|-------|-----|----|
| | | 開示 決定 | 部分 開示 | 請求拒否決定 | | | | | 合計 | 取下げ | 却下 |
| | | | | 不開示 | 存否不 回答 | 不存在 | その他 | 小計 | | | |
| 10 | 21 | 4 | 16 | 1 | 0 | 5 | 5 | 11 | 31 | 0 | 0 |
| 11 | 64 | 14 | 45 | 2 | 0 | 4 | 0 | 6 | 65 | 0 | 0 |
| 12 | 96 | 67 | 18 | 0 | 0 | 17 | 2 | 19 | 104 | 2 | 0 |
| 13 | 486 | 231 | 86 | 0 | 0 | 246 | 0 | 246 | 563 | 8 | 2 |
| 14 | 346 | 185 | 75 | 0 | 0 | 172 | 2 | 174 | 434 | 3 | 1 |
| 15 | 572 | 225 | 150 | 15 | 1 | 214 | 4 | 234 | 609 | 5 | 0 |
| 16 | 489 | 234 | 112 | 11 | 8 | 142 | 0 | 161 | 507 | 11 | 0 |
| 17 | 536 | 189 | 132 | 12 | 0 | 146 | 6 | 164 | 485 | 68 | 2 |
| 18 | 344 | 120 | 105 | 17 | 0 | 122 | 2 | 141 | 366 | 15 | 4 |
| 19 | 504 | 314 | 80 | 8 | 0 | 177 | 2 | 187 | 581 | 6 | 0 |
| 20 | 416 | 262 | 93 | 8 | 0 | 63 | 4 | 75 | 430 | 13 | 1 |
| 21 | 517 | 364 | 102 | 14 | 1 | 70 | 1 | 86 | 552 | 9 | 14 |
| 22 | 633 | 445 | 147 | 18 | 0 | 96 | 12 | 126 | 718 | 15 | 2 |
| 23 | 787 | 629 | 114 | 16 | 0 | 72 | 0 | 88 | 831 | 6 | 0 |
| 24 | 868 | 519 | 227 | 9 | 0 | 152 | 0 | 161 | 907 | 9 | 0 |
| 25 | 974 | 681 | 237 | 18 | 0 | 105 | 1 | 124 | 1,042 | 6 | 0 |
| 26 | 1,219 | 822 | 345 | 15 | 1 | 78 | 6 | 100 | 1,267 | 13 | 0 |
| 27 | 1,301 | 800 | 459 | 16 | 2 | 61 | 2 | 81 | 1,340 | 13 | 0 |
| 28 | 1,043 | 597 | 391 | 9 | 0 | 70 | 1 | 80 | 1,068 | 15 | 0 |
| 29 | 1,494 | 739 | 668 | 13 | 2 | 123 | 1 | 139 | 1,546 | 16 | 24 |
| 30 | 1,282 | 751 | 518 | 22 | 3 | 56 | 0 | 81 | 1,350 | 18 | 3 |
| 1 | 1,455 | 807 | 645 | 18 | 6 | 63 | 1 | 88 | 1,540 | 19 | 0 |
| 2 | 1,319 | 721 | 584 | 5 | 12 | 48 | 0 | 65 | 1,370 | 27 | 0 |

[備考]

- (1) 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- (2) 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- (3) 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- (4) その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- (5) 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

2 実施機関別の処理状況

令和2年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和2年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が1,079件で最も多く、うち都市建設局が847件、次いで健康福祉局が100件となっています。

令和2年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 (単位：件)

| 実施機関 | 開示請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|--------|-------|-----|-----|----|-------|-----|-----|----|
| | | 開示決定 | 部分開示決定 | 請求拒否決定 | | | | | | 合計 | 取下げ | 却下 |
| | | | | 不開示 | 存否不回答 | 不存在 | その他 | 小計 | | | | |
| 市長 | 政策局 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| | 総務局 | 21 | 15 | 4 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 22 | 2 | 0 |
| | 財政局 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 |
| | 文化市民局 | 35 | 18 | 13 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 | 37 | 2 | 0 |
| | 健康福祉局 | 100 | 86 | 7 | 1 | 0 | 5 | 0 | 6 | 99 | 5 | 0 |
| | 環境局 | 27 | 12 | 11 | 0 | 1 | 7 | 0 | 8 | 31 | 2 | 0 |
| | 経済観光局 | 18 | 5 | 9 | 0 | 2 | 7 | 0 | 9 | 23 | 1 | 0 |
| | 農水局 | 18 | 8 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 |
| | 都市建設局 | 847 | 395 | 481 | 1 | 0 | 11 | 0 | 12 | 888 | 9 | 0 |
| | 都市政策研究所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 中央区役所 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 |
| | 東区役所 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 西区役所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 南区役所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 北区役所 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 会計総室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 1,079 | 544 | 539 | 3 | 3 | 41 | 0 | 47 | 1,130 | 23 | 0 | |
| 教育委員会 | 37 | 29 | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 37 | 0 | 0 | |
| 選挙管理委員会 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| 人事委員会 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 農業委員会 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 管営業者 | 交通局 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 |
| | 上下水道局 | 161 | 135 | 24 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 161 | 1 | 0 |
| | 病院局 | 14 | 3 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 9 | 12 | 2 | 0 |
| 消防長 | 消防局 | 20 | 8 | 10 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 21 | 1 | 0 |
| 議 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 1,319 | 721 | 584 | 5 | 12 | 48 | 0 | 65 | 1,370 | 27 | 0 | |

3 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

<不開示理由別内訳>

| 不開示理由（条例第7条） | 2年度 |
|------------------|-------|
| | 件数（件） |
| 第1号 法令秘情報 | 2 |
| 第2号 個人に関する情報 | 462 |
| 第3号 法人等に関する情報 | 320 |
| 第4号 公共の安全等に関する情報 | 5 |
| 第5号 審議、検討等に関する情報 | 6 |
| 第6号 事務事業に関する情報 | 29 |
| 第7号 国等に関する情報 | 4 |
| その他（条例の適用除外など） | 0 |
| 合 計 | 828 |

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

| 年度 | 審査請求件数 | 処理状況 | | | | |
|--------|--------|------|----|-----|----|-----|
| | | 諮問 | 答申 | 審議中 | 裁決 | 取下げ |
| 平成30年度 | 5 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| 令和元年度 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 令和2年度 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和3年4月1日現在）を示したものである。

なお、審査請求件数と処理状況の件数が一致しないのは、審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したため。

5 答申一覧

令和2年度の答申は、次のとおりです。

| 答申番号 | 答申日 | 件名 | 実施機関 (所管課) |
|----------------|--------|--|---|
| 令和2年度 答申第1号 | R2.9.3 | 平成28年熊本地震の際、〇〇市長が自身の家族を市長室に宿泊（出入り）させていた事実が分かる資料の文書等開示請求拒否決定（不存在） | 熊本市長 (政策局秘書広聴部 秘書課、 総務局行政管理部 法制課) |
| 令和2年度 答申第2号 | R3.1.7 | 特定の建物に係る住家被害調査票及びり災証明書関係一式の文書等開示請求拒否決定（存否不回答） | 熊本市長 (経済観光局産業部 商業金融課) |

Ⅲ 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

熊本市では、昭和61年1月に「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算組織により処理される個人情報の保護を図ってきました。しかし、市民のプライバシーに関する認識の高まりや高度情報化社会の急速な進展に伴い、「手作業処理される個人情報」や「民間業者が保有する個人情報」についても、保護措置を講ずることが求められるようになってきました。このため、平成11年11月に熊本市個人情報保護制度検討委員会が設置され、平成12年11月の答申を経て、平成13年9月21日に「熊本市個人情報保護条例」を公布、平成14年4月1日から施行されました。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障しているものです。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うルール

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年法律第27号）以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報に係る取り扱いを保護するため、平成27年10月に熊本市個人情報保護条例を改正しました。

ア 収集の制限

- (ア) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。
- (イ) 適法かつ公正な手段で収集する。
- (ウ) 原則として本人から収集する。
- (エ) 思想、信条等に関する個人情報は、原則として収集しない。

イ 利用及び提供の制限

- (ア) 目的外利用の制限
- (イ) 外部提供の制限

ウ 特定個人情報の利用の制限

- (ア) 特定個人情報を取り扱う事務の範囲を超えた利用の制限
- (イ) 番号法に規定されたもの以外への提供の制限

エ 電子計算機結合による提供の制限

(ア) 通信回線の結合による提供の制限（相手方が随時入手できる状態にするものに限定して制限）

オ 適正管理

(ア) 正確、最新の状態を確保

(イ) 漏えい、滅失、改ざん等の防止と責任体制の明確化

(ウ) 不必要なものの廃棄、消去

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

自己情報の開示請求権の保障

イ 訂正請求

自己情報の訂正請求権の保障

ウ 是正の申出

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

※ 利用停止請求（平成16年4月1日から条例改正・施行）

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

エ 苦情の処理

実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

オ 苦情相談の処理

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求をしようとする者は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

個人番号を含む特定個人情報の開示請求については、本人のほか、法定代理人及び任意代理人による請求ができます。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内（平成28年1月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内（訂正請求及び利用停止請求は30日以内）に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日（訂正請求及び利用停止請求は60日）を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 罰則

国において職員や受託事務従事者等に対して罰則規定を設けられたことに伴い、本市においても次のような罰則規定を設け、平成16年4月1日から施行しています。

ア 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

イ 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む）が、個人情報をその業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ 職員が職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に係る個人情報を収集した場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

エ 不正な手段により個人情報の開示請求をした場合5万円以下の過料

(6) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(7) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成14年度から令和2年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

| | 開示請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|------|--------|---------|--------|-----|-----|-------|-----|----|
| | | 開示決定 | 一部開示決定 | 不開示 | 不存在 | 存否不回答 | 取下げ | 却下 |
| 14年度 | 17 | 4 | 0 | 1 | 12 | 0 | 1 | 0 |
| 15年度 | 51 | 20 | 10 | 0 | 18 | 0 | 3 | 0 |
| 16年度 | 52 | 28 | 10 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| 17年度 | 94 | 40 | 14 | 2 | 33 | 0 | 4 | 2 |
| 18年度 | 66 | 34 | 10 | 1 | 21 | 0 | 0 | 1 |
| 19年度 | 79 | 45 | 9 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 |
| 20年度 | 86 | 44 | 29 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 21年度 | 75 | 35 | 19 | 1 | 22 | 0 | 1 | 0 |
| 22年度 | 105 | 48 | 38 | 1 | 24 | 0 | 0 | 0 |
| 23年度 | 80 | 37 | 32 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 24年度 | 63 | 33 | 21 | 2 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 25年度 | 93 | 38 | 36 | 5 | 27 | 0 | 0 | 0 |
| 26年度 | 94 | 52 | 30 | 3 | 14 | 1 | 2 | 0 |
| 27年度 | 100 | 57 | 31 | 2 | 25 | 0 | 0 | 0 |
| 28年度 | 85 | 45 | 24 | 3 | 22 | 0 | 0 | 0 |
| 29年度 | 107 | 64 | 38 | 4 | 23 | 1 | 0 | 0 |
| 30年度 | 133 | 70 | 48 | 1 | 28 | 0 | 5 | 0 |
| 1年度 | 101 | 52 | 45 | 4 | 18 | 0 | 1 | 0 |
| 2年度 | 146 | 60 | 62 | 8 | 35 | 1 | 3 | 2 |

[備考]

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

2 実施機関別の処理状況

令和2年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和2年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が118件で最も多く、うち健康福祉局が44件、次いで文化市民局が32件となっています。

令和2年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 (単位：件)

| 実施機関 | 開示請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|-----|-----|-------|-----|-----|----|---|
| | | 開示決定 | 一部開示決定 | 不開示 | 不存在 | 存否不回答 | 合計 | 取下げ | 却下 | |
| 市長 | 政策局 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 総務局 | 4 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | 財政局 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | 文化市民局 | 32 | 10 | 11 | 3 | 12 | 0 | 36 | 1 | 0 |
| | 健康福祉局 | 44 | 24 | 16 | 1 | 9 | 0 | 50 | 1 | 0 |
| | 環境局 | 3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | 経済観光局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農水局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 都市建設局 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | 都市政策研究所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 中央区役所 | 11 | 2 | 8 | 3 | 4 | 1 | 18 | 0 | 2 |
| | 東区役所 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| | 西区役所 | 6 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | 南区役所 | 4 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | 北区役所 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| | 会計総室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 118 | 45 | 52 | 8 | 33 | 1 | 139 | 2 | 2 |
| 教育委員会 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 人事委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 公営企業管理者 | 交通局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上下水道局 | 16 | 15 | 1 | 0 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 |
| | 病院局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消防長 | 消防局 | 10 | 0 | 7 | 0 | 2 | 0 | 9 | 1 | 0 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 146 | 60 | 62 | 8 | 35 | 1 | 166 | 3 | 2 | |

3 不開示理由の適用状況

熊本市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

＜不開示理由別内訳＞

| 不開示理由（条例第15条） | 2年度 |
|---------------------------|-------|
| | 件数（件） |
| 第1号 法令秘情報 | 6 |
| 第2号 評価・診断情報 | 33 |
| 第3号 行政運営情報 | 14 |
| 第4号 公共の安全及び秩序の維持情報 | 5 |
| 第5号 国等協力関係情報 | 8 |
| 第6号 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報 | 52 |
| 第7号 未成年者情報 | 4 |
| 合 計 | 122 |

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

| 年度 | 審査請求件数 | 処理状況 | | | | |
|--------|--------|------|----|-----|----|-----|
| | | 諮問 | 答申 | 審議中 | 裁決 | 取下げ |
| 平成30年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和元年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年度 | 7 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 |

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和3年4月1日現在）を示したものである。

5 答申一覧

令和2年度の答申は、次のとおりです。

| 答申番号 | 答申日 | 件名 | 実施機関 (所管課) |
|----------------|---------|--|---------------------------|
| 令和2年度 答申第3号 | R3.2.15 | 住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見 | 熊本市長 (文化市民局市民生活部地域政策課) |
| 令和2年度 答申第4号 | R3.2.15 | 個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見 | 熊本市長 (財政局税務部市民税課) |
| 令和2年度 答申第5号 | R3.2.15 | 介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見 | 熊本市長 (健康福祉局福祉部介護保険課) |
| 令和2年度 答申第6号 | R3.3.4 | 震災住宅支援課に提出された告発状に記載されている自己に関する個人情報の不開示決定 | 熊本市長 (都市建設局住宅部震災住宅支援課) |

6 訂正請求の状況

令和2年度における自己に関する個人情報の訂正請求は、次のとおりです。

(単位：件)

| 訂正請求件数 | | | 処理状況 | | |
|--------|------|---|------|------|-----|
| | | | 訂正 | 一部訂正 | 非訂正 |
| 2年度 | 訂正請求 | 4 | 3 | 2 | 4 |

[備考]

1件の訂正請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、訂正請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

7 利用停止請求の状況

令和2年度における個人情報の取扱いの違反に対する利用停止請求は、次のとおりです。

(単位：件)

| 利用停止請求件数 | | | 処理状況 | | |
|----------|--------|---|------|--------|-------|
| | | | 利用停止 | 一部利用停止 | 利用不停止 |
| 2年度 | 利用停止請求 | 1 | 0 | 0 | 1 |

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：平成31年4月27日～令和3年4月26日)

| 役 職 | 氏 名 | 職 名 等 |
|---------|-------|-------------------------|
| 会 長 | 澤田 道夫 | 熊本県立大学総合管理学部長 |
| 会長職務代理者 | 魚住 弘久 | 熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授 |
| 委 員 | 岩橋 浩文 | 熊本学園大学経済学部准教授 |
| 委 員 | 河津 典和 | 弁護士 |
| 委 員 | 北野 誠 | 弁護士 |

(令和3年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

令和2年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計7件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が1件、個人情報保護制度に基づく諮問が6件（特定個人情報に関する3件を含む）でした。

令和2年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計9回で、開催状況は、次のとおりです。

| 年 月 日 | 主 な 審 議 事 項 |
|-----------------|----------------------------|
| 令和 2 年 6 月 4 日 | 令和元年度諮問第5号及び第6号の審議 |
| 令和 2 年 7 月 2 日 | 令和元年度諮問第5号及び第6号の審議 |
| 令和 2 年 9 月 3 日 | 令和元年度諮問第5号及び第6号の審議 |
| 令和 2 年 10 月 1 日 | 令和2年度報告第1号並びに令和元年度諮問第6号の審議 |
| 令和 2 年 11 月 5 日 | 令和元年度諮問第6号並びに令和2年度諮問第1号の審議 |
| 令和 2 年 12 月 3 日 | 令和元年度諮問第6号並びに令和2年度諮問第1号の審議 |
| 令和 3 年 1 月 7 日 | 令和元年度諮問第6号並びに令和2年度諮問第1号の審議 |
| 令和 3 年 2 月 15 日 | 令和2年度諮問第1号の審議 |
| 令和 3 年 3 月 4 日 | 令和2年度諮問第1号の審議 |

〔資 料〕

情 個 審 答 申 第 1 号
令和2年（2020年）9月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）7月25日付け、総総発第261号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成28年熊本地震の際、〇〇市長が自身の家族を市長室に宿泊（出入り）させていた事実が分かる資料の文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

別 紙

諮問第 5 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）（下記第 2 に記載した本件処分 I 及び本件処分 II）は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 30 年（2018 年）10 月 29 日、審査請求人が熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号。以下「条例」という。）に基づき、平成 28 年熊本地震の際、〇〇市長が自身の家族を市長室に宿泊（出入り）させていた事実が分かる資料の開示請求（以下「本件開示請求 I」という。）をしたことに対し、同月 30 日、実施機関は、文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分 I」という。）を行った。
- 2 同年 11 月 15 日、審査請求人が、本件処分 I において調査の対象となった部署（秘書課）以外の全ての部署（消防局を除く。）に対し、改めて本件開示請求 I と同一の資料の開示請求（以下「本件開示請求 II」という。）をしたことに対し、同年 12 月 11 日、実施機関は、文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分 II」という。）を行った。
- 3 平成 31 年（2019 年）1 月 8 日、審査請求人は、本件処分 I 及び本件処分 II の取消しを求め、それぞれについて審査請求書（以下それぞれ「審査請求書 I」と及び「審査請求書 II」という。）を実施機関に提出した。なお、審査庁は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 39 条の規定により同月 18 日、本件処分 I 及び本件処分 II に対する審査請求に係る審理手続を併合している。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書 I 及び審査請求書 II で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市に勤務する知人数人に確認したところ、審査請求人が請求した内容に関する調査等はされていないという回答があり、熊本市の内部で十分な調査がなされたとは到底言えない。職員に対する調査はもちろんのこと、市長及び市長周辺の人物が保有する文書等への調査を徹底的にする必要がある。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成31年（2019年）2月12日付け弁明書及び同月8日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成31年（2019年）2月12日付け弁明書で主張した内容について

本件開示請求Ⅰを受け、本件開示請求Ⅰに係る文書等の件名に記載された文書等を特定するため、秘書課内における調査を行った。

調査の結果、同課内に本件開示請求Ⅰに係る文書等の件名に記載された文書等の存在が確認できなかったことから、文書等の不存在を理由として本件処分Ⅰを行ったものである。

(2) 平成31年（2019年）2月8日付け弁明書で主張した内容について

本件開示請求Ⅱを受け、本件開示請求Ⅱに係る文書等の件名に記載された文書等を特定するため、全庁照会を行った。

当該照会の結果、本件開示請求Ⅱに係る文書等の件名に記載された文書等の存在が確認できなかったことから、文書等の不存在を理由として本件処分Ⅱを行ったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、平成28年熊本地震の際、〇〇市長が自身の家族を市長室に宿泊（出入り）させていた事実が分かる資料（以下「本件文書等」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱに対する審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱの妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分Ⅰ及び本件処分Ⅱの妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書等の存否について

本件処分Ⅰにおいては、本件文書等について所管課内で調査が行われ、同課内において本件文書等の存在が確認されなかった。

本件処分Ⅱにおいては、庁内における文書管理システムにより本件文書等の有無について全庁に照会する方法が採られており、照会の結果、いずれの部署からも本件文書等を有する回答は得られず、本件文書等の存在が確認できなかった。

これらのことから、本件文書等が存在しないとする実施機関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、本件文書等が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | | |
|---------|---|----|----|
| 会 | 長 | 澤田 | 道夫 |
| 会長職務代理者 | | 魚住 | 弘久 |
| 委 | 員 | 岩橋 | 浩文 |
| 委 | 員 | 河津 | 典和 |
| 委 | 員 | 北野 | 誠 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-----------------------|---|
| 令和元年（2019年） 7月29日 | 熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 |
| 令和元年（2019年） 11月1日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和元年（2019年） 12月13日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 1月10日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 6月4日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 7月2日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 9月3日 | 答申案の審議を行った。 |

情 個 審 答 申 第 2 号
令和3年（2021年）1月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）10月15日付け、経政発第133号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の建物に係る住家被害調査票及びり災証明書関係一式の文書等開示請求拒否決定（存否不回答）に対する審査請求について

別 紙

諮問第6号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については妥当である。しかしながら、その理由の提示は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第11条第2項に違反するものであることから、決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で開示請求を拒否する決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和元年（2019年）5月17日、審査請求人が条例に基づき、特定の建物に係る住家被害調査票及びり災証明書関係一式の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年6月6日、実施機関は、文書等開示請求拒否決定（存否不回答）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 令和元年（2019年）6月21日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において主張した内容（補佐人の意見陳述内容も含む。）は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和元年（2019年）6月21日付け審査請求書において主張した内容

熊本地震により被災した特定の建物に対する熊本市の一次の家屋調査結果が一部損壊であった。ところが熊本市（商業金融課）は二次調査を行わず、大規模半壊のり災証明書を発行した。文書等開示請求を行ったところ、まるで、調査をしたかのように調査員の名前もある書類が作られているが黒塗りのため調べることができない。さらに、二次調査は、申請書が無ければ調査をしないはずであるが、申請書が存否不回答だという。審査請求人も二次調査の申請をしたが存否不回答だった。その他不誠実な対応、不作為で心身共に疲弊し不眠が続き不快な毎日である。

(2) 令和2年（2020年）7月2日に行った口頭意見陳述において主張した内容

ア 審査請求人は、商店街組合（以下「組合」という。）所有のビルにおいて商売を営んでいたが、平成28年4月の熊本地震後、組合の理事から立ち退きを言い渡された。組合は、ビルに損傷はないものの、一部損壊のり災証明書を受領し、さらに、

一部損壊だったにもかかわらず、総会、マスコミ等に対し、半壊のためビルを建て直す旨公言していた。組合は、熊本市に何らかの働きかけをしたのか、又は正式に二次調査の申請をしたのか不明であるが、二次調査の結果、大規模半壊というり災証明書を受領し、それを根拠に審査請求人を退去させた。

イ 二次調査を行ったと言われる平成28年7月2日は、審査請求人はビルで仕事をしていて、市役所職員の出入りはなかった。審査請求人の店を通らないとビルの調査ができない構造になっており間違いない。ビルのどこを通ったかを市役所職員に尋ねたところ、ビルの横の北の階段を上ったような言い方をされた。そのようなことから、市役所に対する不信感が湧いてきた。

ウ 審査請求人は、二次調査を行ったと主張する熊本市に文書等開示請求をしたが、調査員の名前も黒塗りにしてあった。また、二次調査を行ったと言われる日に組合のビルだけを調査するはずはないから、同じ日に他にどこを調査したのかということを書き等開示請求したが、存否不回答という意味の分からない用語だった。要するに存在するとも言えない、開示しないとも言わないという、市民にとって非常に卑劣で愚弄されたような回答だった。

調査できないはずなのに、まるで調査したかのように書いてあり、明らかに虚偽だとわかる。審査請求人が主観的に言っているのではなく、客観的に見て、審査請求人の店に来ないと調査資料は書けないはずである。その証拠として写真等があると主張されても、それは組合から提供されたデータであり、そのような巧みな詭弁に惑わされないでほしい。

エ 熊本市の担当課は、組合に対し、審査請求人に不利となる一般に明らかにしない内部資料を提供した。

2 実施機関の主張

実施機関が、弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、り災証明に関する書類一式の開示を求めるものである。商業金融課においては災害対策基本法第90条の2に定める住家のり災証明交付に準じ、台風や地震、津波などの自然災害によって店舗・事務所・工場等の事業所等に被害を受けた事業者の申請に基づき、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき現地調査を行い被害程度を証明するものとして、り災証明書を発行している。り災証明書の用途としては、半壊以上の判定で活用が可能な公費解体をはじめ、金融機関や保険会社等においては、一部損壊の判定においても補修・再建のための融資や保険金の請求のための判断材料として用いられている。
- (2) 本件開示請求の根拠となる条例第6条の文書等の開示は、不開示情報が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたものに対し開示するものであるが、開示をすかどうかの判断に当たっては、条例第7条及び第9条に掲げる基準に該当するかどうかを審査する必要がある。

- (3) この点、本件開示請求については、り災証明書の判定結果をはじめとする不開示情報部分を除き開示した場合においても、り災証明書を発行した事実が分かることで当該物件が地震による何らかの被害を受けた事実が判明する。り災証明書の用途としては、民間企業においても各種手続きの判断材料として幅広く活用されていることから、り災証明の申請者が金融機関からの借り入れ等により資金繰りに困窮していることも想像される。また、補修のための保険請求が必要な状態が連想されれば、物件の資産価値に影響を与えかねない。以上のことは条例第7条第3号ア及び第9条による「当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある」に該当すると考えられる。
- (4) なお、請求拒否の理由については、本件処分決定通知書に記載し書面で通知している。また、審査請求書中「対立的な排除や無視をし続ける」の部分については、本件開示請求をはじめとする審査請求人による問合せや窓口での相談には真摯に対応しており、排除や無視を行った事実はない。
- (5) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、特定の建物に係る住家被害調査票及びり災証明書関係一式（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第9条該当性

(1) 条例第9条の定め

条例第9条は、「実施機関は、当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。通常、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る文書等の存否を明らかにした上で拒否することが原則であるが、文書等の存否を回答するだけで、不開示情報の保護すべき利益が害されることとなる場合は、文書等の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨を定めたもので

ある。

本文書は、特定の建物のり災証明に関連した文書であり、実施機関は、「り災証明書を発行した事実が分かる」ことを明らかにすること自体が条例第7条第3号アの不開示情報に該当するため、条例第9条を適用し、存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

そこで、本文書について、以下のとおり条例第9条における条例第7条第3号ア該当性を検討する。

(2) 条例第9条における条例第7条第3号ア該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして、条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人（以下これらを「事業者」という。）の事業上の利益を保護するため、事業者に関する情報のうち、開示することにより、事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報にすることを定めたものである。

本件処分について、実施機関は、特定の建物に対してり災証明書が発行されたか否かを明らかにすることは、当該物件が地震による何らかの被害を受けた事実が判明し、り災証明の申請者が金融機関からの借入れ等により資金繰りに困窮していることも想像され、また、補修のための保険請求が必要な状態が連想されれば、物件の資産価値に影響を与えかねないなど、事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する旨主張する。

そこで検討するに、特定の建物に対してり災証明書が発行されたか否かを明らかにすることは、当該特定の建物の所有者が事業者である場合にあっては、その不動産等が地震により何らかの被害を受けた事実が判明し、どれほどの損失を被ったかという資産価値の毀損に関する情報が公開されることとなる。このような情報は、事業者の経営状況に係わる内部管理情報であり、それが公開されると事業者の信用上の正当な利益を害するおそれがあるものといえる。

したがって、本文書は、条例第7条第3号アに該当することから、条例第9条を適用し、本文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は妥当である。

4 理由付記の妥当性

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は「実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。とあるが、その理由を書面で通知されていない。請求拒否の理由にならないとの意味である。」と主張する。これは、請求拒否の理由の欄に

記載のある決定通知書が審査請求人に通知されている事実に鑑みると、本件処分における請求拒否の理由がそれに足るものではなく通知されていないに等しいという趣旨の主張であると思料される。

そこで、本件処分における理由付記の妥当性について検討する。

(2) 理由付記に関する定め

条例第11条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定（以下これらを「請求拒否の決定」という。）をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。」と規定している。

その規定の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

要求される理由付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）に示されているように、請求拒否の理由は、審査請求人にとって、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうる程度のものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該文書の種類、性質等とあいまって審査請求人がそれらを当然知りうるようなときは別として、条例の要求する理由付記としては十分ではないというべきである。

(3) 条例第11条第2項該当性

実施機関の主張によれば、「請求拒否の理由については、本件処分の決定通知書に記載し書面で通知している。」としている。

しかしながら、本件処分において、実際に決定通知書に記載された理由は「当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるため。」と記載されているのみであり、開示請求に係る情報について、その存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報がどのような情報であり、条例第7条のいずれの不開示情報に該当するかといった内容の記載はなく、その存否を明らかにしないで不開示とする具体的かつ明確な理由の提示がなされたとは認められない。

以上のことから、本件処分は、開示請求者である審査請求人にとっては、どのような理由によって請求拒否の決定がなされたのかを了知できず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、条例第11条第2項の要求する理由の提示の要件を欠くといわざるを得ない。

したがって、本件処分は、条例第11条第2項に違反するものであり、取り消されるべきである。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | | |
|---------|---|----|----|
| 会 | 長 | 澤田 | 道夫 |
| 会長職務代理者 | | 魚住 | 弘久 |
| 委 | 員 | 岩橋 | 浩文 |
| 委 | 員 | 河津 | 典和 |
| 委 | 員 | 北野 | 誠 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-----------------------|---|
| 令和元年（2019年） 10月15日 | 熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 |
| 令和2年（2020年） 6月4日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 7月2日 | 審査請求人の口頭意見陳述を行った。 諮問の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 9月3日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 10月1日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 11月5日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和2年（2020年） 12月3日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和3年（2021年） 1月7日 | 答申案の審議を行った。 |

情個審答申第 3 号
令和3年(2021年)2月15日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について(通知)

令和2年(2020年)12月24日付け地政発第000431号で依頼のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を下記のとおり通知します。

記

審議結果

| 区 分 | 業 務 の 名 称 | 担 当 課 |
|---|--------------|---------------------|
| 特定個人情報保護評価書の 第三者点検 | 住民基本台帳に関する事務 | 文化市民局市民生活部地域政 策課 |
| 意見の内容 特定個人情報ファイルを取り扱う住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書について、当専門部会として了承します。 評価書の記載に関する附帯意見として、熊本市が講ずる措置等において「定期的」や「年に1回」等の表現については、その時期、頻度又は回数をできる限り具体的に記載することを求めます。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに当たっては、今後、次に掲げる措置に努めるよう要望します。 1. 熊本市の個人住民税に関する事務において受託者による無許諾再委託という契約違反に係る事案が発生したことを受け、住民基本台帳に関する事務においても、特定個人情報を含む業務を委託・再委託する際には、実地検査等を通じて受託者の履行状況を把握するとともに受託者に対する必要な指導を行うこと。 2. 情報技術の進展が著しいことから、その都度有効なセキュリティ対策を検討し、随時改 | | |

善を図ること。

3. 情報セキュリティに関する研修及び監査が形式的なものにならないよう、その手法等の見直しを検討すること。
4. 特定個人情報のうち長年に亘り履歴を残す必要があるものについては、それを保有する必要がなくなった場合における当該特定個人情報を適切な時期に消去するための手順を定めること。

情個審答申第 4 号
令和3年(2021年)2月15日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について(通知)

令和2年(2020年)12月24日付け税市民発第515号で依頼のあった個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を下記のとおり通知します。

記

審議結果

| 区 分 | 業 務 の 名 称 | 担 当 課 |
|---|-------------|------------|
| 特定個人情報保護評価書の 第三者点検 | 個人住民税に関する事務 | 財政局税務部市民税課 |
| 意見の内容 特定個人情報ファイルを取り扱う個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書について、当専門部会として了承します。 評価書の記載に関する附帯意見として、熊本市が講ずる措置等において「定期的」や「年に1回」等の表現については、その時期、頻度又は回数をできる限り具体的に記載することを求めます。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに当たっては、今後、次に掲げる措置に努めるよう要望します。 1. 個人住民税に係るデータ入力業務を受託した事業者が熊本市の許諾を得ることなく他の事業者に出賃業務の一部を再委託していた事案が発生したことを受け、特定個人情報を含む業務を委託・再委託する際には、実地検査等を通じて受託者の履行状況を把握するとともに受託者に対する必要な指導を行うこと。 2. 情報技術の進展が著しいことから、その都度有効なセキュリティ対策を検討し、随時改 | | |

善を図ること。

3. 情報セキュリティに関する研修及び監査が形式的なものにならないよう、その手法等の見直しを検討すること。
4. 特定個人情報のうち長年に亘り履歴を残す必要があるものについては、それを保有する必要がなくなった場合における当該特定個人情報を適切な時期に消去するための手順を定めること。

情個審答申第 5 号
令和3年(2021年)2月15日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について(通知)

令和2年(2020年)12月24日付け介保発第1112号で依頼のあった介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を下記のとおり通知します。

記

審議結果

| 区 分 | 業 務 の 名 称 | 担 当 課 |
|---|------------|---------------|
| 特定個人情報保護評価書の 第三者点検 | 介護保険に関する事務 | 健康福祉局福祉部介護保険課 |
| 意見の内容 特定個人情報ファイルを取り扱う介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書について、当専門部会として了承します。 評価書の記載に関する附帯意見として、熊本市が講ずる措置等において「定期的」や「年に1回」等の表現については、その時期、頻度又は回数をできる限り具体的に記載することを求めます。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに当たっては、今後、次に掲げる措置に努めるよう要望します。 1. 熊本市の個人住民税に関する事務において受託者による無許諾再委託という契約違反に係る事案が発生したことを受け、介護保険に関する事務においても、特定個人情報を含む業務を委託・再委託する際には、実地検査等を通じて受託者の履行状況を把握するとともに受託者に対する必要な指導を行うこと。 2. 情報技術の進展が著しいことから、その都度有効なセキュリティ対策を検討し、随時改 | | |

善を図ること。

3. 情報セキュリティに関する研修及び監査が形式的なものにならないよう、その手法等の見直しを検討すること。
4. 特定個人情報のうち長年に亘り履歴を残す必要があるものについては、それを保有する必要がなくなった場合における当該特定個人情報を適切な時期に消去するための手順を定めること。

情 個 審 答 申 第 6 号
令和3年（2021年）3月4日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年（2020年）9月25日付け、都政発第316号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

震災住宅支援課に提出された告発状に記載されている自己に関する個人情報の不開示決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 令和 2 年（2020 年）3 月 4 日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号。以下「条例」という。）に基づき、震災住宅支援課に提出された告発状に記載されている自己に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同月 6 日、実施機関は、個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

2 令和 2 年（2020 年）6 月 12 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和 2 年（2020 年）6 月 12 日付け審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求をしたのは、本来ならみなし仮設住宅の期間満了による退去について話が進められていたところ、審査請求人自身についての告発投書があったということを機に、審査請求人が不正をしているという話が進められていったためである。
 - (2) 審査請求人が告発状は本当に存在するのか尋ねた際には、実施機関の担当者から開示請求をすればすべて明らかになる旨の答えであったにもかかわらず、現に開示は拒まれ、実際に投書自体があったのか不明である。
 - (3) 実施機関は、告発者が特定されることなどを理由に、条例第 15 条第 3 号の不開示事由に該当するとして本件処分を行っている。しかしながら、そもそも担当者は審査請求人に対し、告発状の文章の一部のほか、告発者像についても口頭で既に話しており、告発者の個人情報を漏らしているといえるのではないかと。
 - (4) 実施機関の担当者による一連の言動により、審査請求人は深く名誉を傷つけられた。本当に、告発状は存在するのか確かめたい。
- 以上の点から、本件処分を取り消し、再度開示を求めるため、本審査請求を行った。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和2年（2020年）7月1日付け弁明書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本市は、みなし仮設住宅制度を適切に利用していただくため、必要に応じ調査を行っている。告発状は調査の契機となる貴重な情報源である。今回開示請求された告発状を審査請求人に開示すると告発者が特定され、告発者が不利益を被る可能性がある。告発状の開示により告発者が不利益を被れば、本来告発者からなされるべき告発の機会を喪失することになり、本市が得るべき貴重な情報を得られなくなることにつながる。よって、将来の同種事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるため条例第15条第3号に該当すると判断し不開示とした。
- (2) 実施機関は告発状の概要を説明しただけであり、内容を全て審査請求人に伝えた事実はない。また、告発者像を審査請求人に逐一話したり、告発者が識別される情報について伝えた事実もない。
- (3) 審査請求人が本件開示請求を行ったことで、告発状の存在については、個人情報不開示決定通知書によって示されている。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、震災住宅支援課に提出された告発状に記載されている自己に関する個人情報（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件自己情報の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討した。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、条例第15条第3号に基づき不開示とする本件処分の妥当性について以下検討する。

条例第15条第3号は、本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものについて、開示しないことができることを定めたものである。

本件自己情報は、審査請求人のみなし仮設住宅入居に関する第三者からの告発状で

あり、実施機関においては、みなし仮設住宅制度の適切な利用を図ることを目的に本件自己情報に基づく調査を行っていることから、本件自己情報は、「調査」を伴う事務事業に関する個人情報に当たるといえる。そこで、本件自己情報を開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを検討する。

本件自己情報には、審査請求人の仮設住宅入居に関し調査が必要な事項を含め、全体を通して特定の者しか知り得ない具体的な内容が全て手書きで記載されており、仮に本件自己情報が開示され審査請求人の知るところになれば、その内容及び筆跡から告発者の特定につながるおそれがあるものと認められる。

そうすると、告発者は自らが告発したことが明らかになることを懸念し、今後、実施機関への情報提供を思いとどまるなど、結果として実施機関が第三者から得られるはずの情報を得られなくなる可能性があるといえる。

また、告発状の内容を審査請求人に知られることは、実施機関がどのような調査を行うかを予想させ、調査を回避するような対策が取られるなど、正確な事実の把握を困難にするものともいえる。

したがって、本件自己情報を開示することは、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

よって、本件自己情報に対する不開示決定は条例第15条第3号に該当することから、本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | |
|---------|---|-------|
| 会 | 長 | 澤田 道夫 |
| 会長職務代理者 | | 魚住 弘久 |
| 委 | 員 | 岩橋 浩文 |
| 委 | 員 | 河津 典和 |
| 委 | 員 | 北野 誠 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|----------------------|---|
| 令和2年(2020年) 9月25日 | 熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 |
| 令和2年(2020年) 11月5日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和2年(2020年) 12月3日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和3年(2021年) 1月7日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和3年(2021年) 2月15日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和3年(2021年) 3月4日 | 答申案の審議を行った。 |

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和2年度（2020年度）運用状況報告書

発行 令和3年9月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課

情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号